

計画の基本方針

基本理念の実現に向けて、5つの基本方針を設定し、施策を推進します。

基本方針 1 地域での暮らしを支える

地域でともに暮らす

障がいのある人に必要な情報が届くよう、障がいの特性や状況に応じたきめ細やかな情報発信を行い、複合・複雑化した支援ニーズや多様なニーズに対応する包括的相談支援の体制の整備および地域で安心して暮らせるよう支援していきます。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で豊かな暮らしを送ることができるよう、親亡き後を見据え、公的なサービスだけでなく地域の様々な資源を活用し、地域全体で障がいのある人を支える体制の構築に努めます。

基本方針 2 障がいのあるこどもの学びと成長を支える

地域でともに育ち学ぶ

障がいの早期発見から適切な支援へとつなぎ、保護者に寄り添いながら、未就学児への療育及び発達支援と学齢期において、一人ひとりの特性に応じて受けることができる環境を整備し、保育・教育・保健・医療等の関連分野が連携することで、切れ目ない支援体制を構築します。

基本方針 3 生き生きと働くことができる

地域でともに働く

就労を希望する人が、企業や事業所で自らの能力を発揮し、働き続けることができるよう、雇用の場の創出、障がいに対する理解を促すとともに、関係機関との連携により、一人ひとりの状況に応じた継続的な支援を行います。

基本方針 4 障がいのある人の自己実現と社会参加

地域でともに活動する

障がいのある人の文化・芸術活動への支援、スポーツの推進や地域における余暇活動・ボランティア活動の充実等により、障がいのある人の自己実現や社会参加の促進を図ります。

また、障がいのある人や障がいの特性に対する理解を深めます。

基本方針 5 福祉のまちを推進するための共生社会の実現

共生社会のまちづくり

「障がいの社会モデル」の考え方が浸透し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向け、公共交通機関や建物等におけるバリアフリーの推進、ユニバーサルデザインの普及を進めます。

また、多様性が受け入れられているだけでなく、さらにそれぞれの個性が尊重されながら共生する社会＝インクルーシブ社会の実現を念頭に、障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止等の取り組みを強化するとともに、情報アクセシビリティに配慮し、障がいの特性に応じた様々な意思疎通の支援にも努めます。

「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、地域ぐるみで防災・防犯対策の取り組みを進めます。